

令和5年5月30日開催

令和5年度  
燕市農業委員会第2回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第2回総会 議事録

1. 開催日時 令和5年5月30日(火曜日)  
午前9時30分～午前9時58分

2. 開催場所 燕市役所 4階 委員会室

3. 出席委員 (26名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員 (0名)

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第6号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第7号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 10 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について  
議案第 11 号 燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 治田 祐樹

7. 総会議長

和田 正春 (会長)

8. 議事録署名委員

20 番 阿部 恵作 21 番 片桐 正敏

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員はありません。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第2回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号20番 阿部 恵作 委員及び</p> <p>議席番号21番 片桐 正敏 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第5号から第6号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号15番 横田字中筒東川原の田、1筆、278㎡、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号16番 熊森の田、1筆、991㎡、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号17番 笈ヶ島字向島の田、計4筆、8,437㎡、所有者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号4番 柳山字前畑の田、計3筆、1,334㎡、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はあり。令和3年6月29日、農地法第5条、駐車場。現状回復命令の有無はな</p>

事務局	し。農用地区域外であります。
事務局	<p>受付番号5番 杉木字廿六木の田、1筆、520㎡、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はあり。令和5年2月28日、農地法第5条、宅地造成(2区画)。現状回復命令の有無はなし。用途地域であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。
議長	それでは、議案第7号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第7号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。</p> <p>受付番号4番 杉柳字杉柳の田、計3筆、2,889㎡、当初計画では倉庫を建設する計画でしたが、事業内容の変更により計画を断念し、承継者が倉庫を整備するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料1～2頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る5月23日、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	5月23日、午前9時30分より、市役所3階301会議室で、第1事前審査委員会、委員13名による審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請1件、異議がなかった事を報告致します。
議長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 2 番 下児木字下テ、他の畑、計 2 筆、163 ㎡、転用目的は、農業用物置、通路。位置図・土地利用計画図は、議案資料 3～4 頁をご覧ください。</p> <p>住宅敷地内にある農業用物置と物置までの通路が農地であることが判明したため、申請するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果「農地法第 4 条の規定による許可申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議

議 長	題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 11 番 小高字内畑の畑、1 筆、207 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和 5 年 9 月 24 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 5～6 頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、手狭となったため親族の農地を借り受け、住宅を建設するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所です。</p>
事務局	<p>受付番号 12 番 横田字中筒東川原の田、1 筆、278 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 5 年 9 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 7～8 頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、手狭となったため実家近くの農地を譲り受け、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断される場所です。</p>
事務局	<p>受付番号 13 番 杉柳字杉柳の田、計 3 筆、2,889 m<sup>2</sup>、転用目的は倉庫、契約内容は売買、令和 5 年 12 月 28 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 1～2 頁へお戻りください。先ほど計画変更の受付番号 4 番で説明した案件であります。</p> <p>金属加工販売業を営んでおり、借りている倉庫が手狭となったため、当該地を購入し倉庫を建設するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所です。</p>
事務局	<p>受付番号 14 番 大曲字居付の田、計 2 筆、269 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、</p>

事務局	<p>契約内容は売買、令和5年11月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料9～10頁をご覧ください。</p> <p>現在賃貸マンションに住んでおりますが、手狭となったため当該地を譲り受け、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断される場所です。</p>
事務局	<p>受付番号15番 道金字沢田の田、計2筆、2,016㎡、転用目的は工場及び駐車場、契約内容は賃貸借、令和6年6月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は議案資料11～12頁をご覧ください。</p> <p>金属プレス業を営んでいるが、業務拡張のため、会社付近の当該地を賃借し工場及び駐車場を整備するものです。申請地は、水道・ガス管が埋設された幅員4.0m以上の道路が前面にあり、500m以内に歯科医院・小池中学校があることから、市街化が見込める地域と認められ、第3種農地であると判断される場所です。</p>
事務局	<p>受付番号16番 又新字下組の田畑、計2筆、202㎡、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和5年11月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料13～14頁をご覧ください。</p> <p>現在住んでいる住宅が手狭となり、親族の農地を借り受け、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいた場所です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>



三浦委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請6件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第10号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第10号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」であります。</p> <p>議案の8頁をご覧ください。</p> <p>はじめに公社借入の農用地利用集積計画であります。</p> <p>15年の集積計画であります。</p> <p>議案につきましては、事前配布してございますので、利用権の設定年ごとに一番目のみ読み上げさせていただきます。</p>
事務局	<p>受付番号72番 溝字堤外、他の田、計20筆、13,545㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和20年4月5日までの15年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>次に、9頁をご覧ください。10年の集積計画であります。</p> <p>受付番号73番 東太田字下枯木の田、計7筆、7,042㎡、設定期間は令和15年4月5日までの10年であります。</p>
事務局	<p>次に、35頁をご覧ください。6年の集積計画であります。</p> <p>受付番号187番 吉田浜首町の田、1筆、458㎡、設定期間は令和11年4月5日までの6年であります。</p>

事務局	次に、36 頁をご覧ください。5 年の集積計画であります。 受付番号 189 番 柚木字釜屋の田、1 筆、1,021 m <sup>2</sup> 、設定期間は令和 10 年 4 月 5 日までの 5 年であります。
事務局	次に、42 頁をご覧ください。4 年の集積計画であります。 受付番号 218 番 新堀字荒川の田、1 筆、513 m <sup>2</sup> 、設定期間は令和 9 年 4 月 5 日までの 4 年であります。
事務局	次に、公社貸付の農用地利用集積計画であります。 15 年の集積計画であります。議案の 43 頁をご覧ください。 こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 49 番 溝字堤外、他の田、計 20 筆、13,545 m <sup>2</sup> 、設定期間は令和 20 年 4 月 5 日までの 15 年であります。
事務局	次に、44 頁をご覧ください。10 年の集積計画であります。 受付番号 50 番 東太田字下枯木、他の田、計 24 筆、28,559 m <sup>2</sup> 、設定期間は令和 15 年 4 月 5 日までの 10 年であります。
事務局	次に、68 頁をご覧ください。6 年の集積計画であります。 受付番号 110 番 吉田浜首町の田、1 筆、458 m <sup>2</sup> 、設定期間は令和 11 年 4 月 5 日までの 6 年であります。
事務局	次に、69 頁をご覧ください。5 年の集積計画であります。 受付番号 112 番 柚木字釜屋の田、1 筆、1,021 m <sup>2</sup> 、設定期間は令和 10 年 4 月 5 日までの 5 年であります。
事務局	次に、74 頁をご覧ください。4 年の集積計画であります。 受付番号 128 番 新堀字荒川の田、1 筆、513 m <sup>2</sup> 、設定期間は令和 9 年 4 月 5 日までの 4 年であります。
事務局	なお、関係委員の案件として、議案の 69 頁、公社貸付の受付番号 117 番に五十嵐委員の案件があります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である公社貸付の受付番号 117 番を除いて、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

三浦委員長	<p>審査の結果、関係委員の案件である1件を除く農地中間管理事業の集積計画公社借入147件、公社貸付79件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、受付番号117番を除いて農用地利用集積等促進計画は「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積等促進計画を「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号18番 五十嵐 博子委員は退室願います。</p> <p style="text-align: center;">(関係委員 退室 午前9時50分)</p>
議 長	<p>それでは、関係委員の案件、受付番号117番について、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、受付番号117番について、意見はなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>関係委員は、入室願います。</p> <p style="text-align: center;">(関係委員 入室・着席 午前9時52分)</p>
議 長	<p>退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「決</p>

	定」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。
議 長	次に、議案第 11 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 11 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」であります。 農振計画の変更にあたり、意見の照会を求めるものであります。 こちらにつきまして、担当課である農政課に交代して、説明をしていただきます。  (農政課：説明)  説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、農地の用途変更 1 件、意見は特になかった事を報告します。
議 長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。  (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、特に意見がなかったことから、「計画の変更についてはやむを得ない」とする事で、ご異議ありませんか。  (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「計画の変更についてはやむを得ない」とする事に決しました。
議 長	以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 10 号の案件につきましては、 <u>6 月 5 日</u> の告示により効力が発生する事になります。 これにて、燕市農業委員会第 2 回総会を閉会致します。 (終了時刻 午前 9 時 58 分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年5月30日

総 会 議 長 和田正春

---

議事録署名委員 阿部恵作

---

議事録署名委員 片桐 正敏

---